

熊谷市農業委員会
第9回総会議事録
(公開用)

平成31年4月26日(金)
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第9回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成31年4月26日(金)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成31年4月26日(金)午後3時15分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 46名
- (2) 欠席数 1名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	出	田中 輝久
5	遅参	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	出	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	出	村田 定吉
9	出	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	出	新井 進
4	出	笠原 貞男	18	出	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	欠	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	出	関根 正直	23	出	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	出	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	出	吉野 福司

4 議 案

議案第 1 号 熊谷市農業委員会公印規則の一部を改正する規則

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用
集積計画について

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による
農用地利用配分計画（案）に対する意見について

報告事項（1） 農地法第 3 条の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第 5 条の規定による届出について

報告事項（5） 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第9回総会を開会いたします。それでは、はじめに、木村会長に、ご挨拶をいただきます。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は1名遅参の連絡があり19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員は27名が出席しております。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありましたので、議事録署名委員については、19番、遠藤委員、1番、小貝委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 熊谷市農業委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p>

事務局	<p>議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について以上、7 議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>はじめに、議案第 1 号、熊谷市農業委員会公印規則の一部を改正する規則を上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案書を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>事務局の妻沼庁舎移転に伴い、これまで証明発行等で使用していた妻沼行政センター用の農業委員長印が不要となるため、規則の一部改正するものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第 1 号、熊谷市農業委員会公印規則の一部を改正する規則について、本案を決定するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてですが、議案第 2 号における議案番号 4 については、区分地上権の設定についての案件であり、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号 1 と関連がありますので、先に併せて審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（ 異議なしの声 ）</p>
議長	<p>それでは、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての議案番号 4、及び議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申</p>

<p>事務局</p>	<p>請について（一時転用）の議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号4について、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読し、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1について、議案書に記載された内容のうち、申請人氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>営農型太陽光発電に係る取扱いについての概要ですが、許可対象の発電設備としては太陽光発電の支柱、周辺機器が対象となり、農地区分については全ての農地が対象となり設置が可能、転用期間は一時転用扱いで3年以内となります。許可から3年後、期間延長の申請をすることができます。許可する場合の確認事項としては、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められること、営農が可能な発電設備であること、周辺農地に影響を及ぼさないこととなっております。許可後、農作物の収量等を毎年2月に許可権者である埼玉県へ報告することとなっております。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇沿い、〇〇〇〇との市境に位置しており、農地区分は1種農地と判断しています。転用面積は〇〇〇〇〇㎡で、太陽光の支柱〇〇〇〇〇本、周辺機器、変電設備等の合計面積となります。下部農地での営農者は、土地所有者の一人である〇〇〇〇さんであり、複数の土地所有者から土地を借受ける計画で利用権設定の申請が出されております。1年目は土壌改良を行い2年目から作付する計画です。下部農地では農作物の収量が地域の平均単収の80%以上を確保することが許可条件となっております。今回の申請地では地域の平均単収と同等の収量を見込んでおります。</p> <p>農地法第3条の区分地上権につきましては、他人の土地の空間に工作物等を一定の範囲を目的として設定される権利であり、今回の申請は、土地所有者が個人、発電事業者が法人の関係であることから、農地法第3条の区分地上権の許可が必要となります。農地法第3条の区分地上権の許可は、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、農地法第5条の許可を条件とし、農地法第5条の埼玉県の許可と同時に農地法第3条の許可をすることと考えております。</p>
------------	--

議長	<p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 なお、事務局から説明がありましたとおり、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号4については、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1の許可が条件となりますので、先に議案第5号の議案番号1について採決いたします。</p> <p>それでは、議案第5号における議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号における議案番号4について、本案を議案第5号における議案番号1の埼玉県の許可を条件とし、農地法第5条の許可と同日付けで許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1から3を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年4月5日、木部農業委員、西田推進委員、事務局関口主幹、新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農</p>

	<p>地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号2は、10 aあたりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年4月3日、遠藤農業委員、原口推進委員、事務局関口主幹、新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号3は、10 aあたりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年4月12日、水野農業委員、吉田推進委員、江南行政センター舟橋副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号3については、譲受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっており、私が〇〇〇〇の代表となっておりますので、議事参与制限により一時退席いたします。その間、議長を夏目会長職務代理に代わっていただき審議をお願いいたします。</p>
	<p>(木村会長 退席)</p>
議長 (夏目会長 職務代理)	<p>それでは議案第2号における議案番号3につきまして、木村会長に代わり議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案番号3について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議長 (夏目会長 職務代理)	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号における議案番号3について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	(挙手 全員)
議長 (夏目会長 職務代理)	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべき ものと決しました。 木村会長は、入室してください。
	(木村会長 入室)
議長 (夏目会長 職務代理)	それでは、ここで議長を木村会長に代わらせていただきます。
議長	続きまして、議案第2号における議案番号1、2の審議に入ります。 議案番号1、2について、質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
議長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号における議案番号1、2について、本案を許可するに賛 成の委員の挙手を求めます。
	(挙手 全員)
議長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべき ものと決しました。 次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを 上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地 目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載 されていない説明について記述する。】 議案番号1は、農地区分は1種農地、転用該当条文は、農地法施行 令第4条第1項第2号イ、建築物等は鉄骨造平屋建です。申請人は、 米麦を中心とした約〇〇〇〇〇〇㎡の経営を行っており、自宅内の農 作業所だけでは手狭になったため申請に至ったものです。 議案番号2は、農地区分は3種農地、建築物等は駐車場5台分です。 申請人は、申請地の隣接地で習い事教室を開設しており、既存駐車場 では不足してきたことから申請に至ったものです。

議長	<p>議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は駐車場7台分です。申請地は30年ほど前から貸駐車場として利用しておりますが、農地法の許可を得ていなかったことが判明しました。今後も貸駐車場として利用していくため申請が出されたものです。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は3種農地、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建、宅地を含めた全体面積は302.09㎡です。</p> <p>議案番号3は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等については木造平屋建です。</p> <p>議案番号5は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等については鉄骨造2階建です。</p> <p>議案番号6は、農地区分は3種農地、建築物等については木造2階建、宅地を含めた全体面積は372.63㎡です。</p> <p>議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階</p>

	<p>建です。</p> <p>議案番号 8 は、農地区分は 2 種農地、建築物等については木造 2 階建、雑種地を含めた全体面積は 3 9 5 m² です。</p> <p>議案番号 9 は、農地区分は 2 種農地、農振除外は平成 3 1 年 2 月 6 日、建築物等については駐車場 1 4 台分です。申請人は、お寺の敷地内に 2 4 台分の駐車場を有しておりますが、お彼岸、お盆の時期に不足する状況であるから申請が出されたものです。</p> <p>議案番号 1 0 は、農地区分は 2 種農地、農振除外は平成 3 1 年 2 月 6 日、建築物等については墓地です。この案件は、議案番号 9 の駐車場の検討をしていたところ、既存の墓地の一部が農地に跨っていることが判明しました。昭和 6 0 年ごろから墓地として利用しており、農地転用の許可を得ていなかったため今回の申請に至ったものです。</p> <p>議案番号 1 1 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は 4 9 . 5 k W となっております。</p> <p>議案番号 1 2 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は 4 9 . 5 k W となっております。</p> <p>議案番号 1 3 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は 3 3 k W となっております。</p> <p>議案番号 1 4 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は 4 9 . 0 k W となっております。</p> <p>議案番号 1 5 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は木造平屋建です。譲受人が建築し、保育所を経営する会社に貸し出す計画となっております。保育所運営会社は市内で保育所を開設しましたが、ビルの一角を間借りしており園庭がないことなどから、今回の申請地を借りる計画となっております。</p> <p>議案番号 1 6 は、農地区分は 1 種農地、転用該当条文は農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 2 号ハ、建築物等は駐車場 1 3 台分、宅地を含めた全体面積は 2 , 6 5 9 . 3 2 m² です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
石原委員	<p>最近、太陽光の案件が多く出てきていますが、太陽光のパネルは、時期とか時間によって眩しいとかあると思うのですが、そういうことは確認をとっているのですか。</p>
事務局	<p>パネルの反射の光などについてですが、農地法の制限というよりも</p>

	<p>環境面での制限があり、市の環境政策課で4月1日よりガイドラインが出され、太陽光を設置する場合は周辺の土地の所有者に対し説明会等を行わないなさいという義務付けがされております。農地転用の審査では、そういった説明会がされて環境政策課に届出が出されているかを確認して許可を出す流れになっております。農地転用上では反射光などの規制はございません。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号2を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請人氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>工事業者の駐車場14台分と工事用建材の資材置場としての申請となります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>
	<p>【 休憩 午後 2 時 2 0 分から 2 時 3 0 分 】</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>次に、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の案件は議案番号 1 から 8 9、議案番号 3 0 0 1 から 3 0 0 9 の合わせて 9 8 件です。なお、議案番号 3 0 0 1 から 3 0 0 9 については農地中間管理事業に関するものであり、通常の利用権設定と分けるために議案番号を 3 0 0 1 からとしております。</p> <p>総筆数は 1 6 5 筆、総面積は 1 9 4, 1 0 3 m²、田は 1 1 7 筆、1 3 6, 8 8 2 m²、畑は 4 8 筆、5 7, 2 2 1 m²、賃貸借は 8 4 筆、1 1 7, 2 7 3 m²、使用貸借は 8 1 筆、7 6, 8 3 0 m²、設定の期間は、5 年未満が 2 2 筆、3 3, 3 8 1 m²、5 年以上が 1 4 3 筆、1 6 0, 7 2 2 m²、設定の区分は、新規の計画が 7 3 筆、8 8, 4 1 5 m²、設定の計画が 9 2 筆、1 0 5, 6 8 8 m²です。</p> <p>借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者の借り受けは、5 4 件で 1 0 8, 0 3 8 m²となっております。</p> <p>次に農地所有適格法人及び解除条件付き農業参入法人の借受けですが 9 件で 1 4, 9 4 0 m²です。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借受けは、9 件で 2 0, 5 2 4 m²です。こちらは、農地所有者から農地中間管理機構への利用権設定をする案件であり、埼玉県農林公社から耕作者への貸付けについては、議案第 7 号で審議いただくこととなります。</p> <p>認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者等の借り受けの件数は全体の約 6 4 %です。</p> <p>上記以外の担い手の借り受けは、2 6 件で 5 0, 6 0 1 m²です。</p> <p>次に、農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権設定につきましては、8 地区合計で、6 9 筆、7 9, 8 2 5 m²です。</p> <p>また、最適化交付金交付対象面積につきましては、先程の農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権の</p>

<p>議長</p>	<p>設定の筆数、面積と、農地中間管理事業の筆数、面積を足したもので、筆数80筆、100,349㎡となっております。</p> <p>以上98件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>はじめに、議案番号23については、〇〇委員が借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇の代表となっておりますので、〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案番号23について、質疑、意見を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、における議案番号23について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案番号29から36については、〇〇委員が借受人となっておりますので、〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>

議長	<p>それでは、議案番号29から36について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号における議案番号29から36について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号77から79については、〇〇委員が借受人となっていますので、〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号77から79について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号における議案番号77から79について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p>

議長	<p>(○○委員 入室)</p> <p>次に、議案番号８０、８９については、○○委員が借受人である○○○○○○○○○○の役員となっていますので、○○委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号８０、８９について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第６号における議案番号８０、８９について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。○○委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(○○委員 入室)</p> <p>続きまして、議事参与の制限に係る議案以外の審議に入ります。それでは、議事参与の制限に係る議案以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第６号における議事参与の制限に係る議案以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>

議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の配分計画は、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇〇地区の4地区の配分計画です。</p> <p>はじめに〇〇地区ですが、貸借権の設定を受ける土地は、3筆、4,225㎡、地目は田、権利の種類は賃貸借で、新規設定となります。設定期間については10年となっており、配分先は〇〇〇〇〇〇〇〇ほか1経営体となっております。</p> <p>続きまして〇〇地区ですが、貸借権の設定を受ける土地は、6筆、16,088㎡、地目は田、権利の種類は賃貸借で、新規設定となります。設定期間については10年となっており、配分先は〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2経営体となっております。</p> <p>続きまして〇〇地区ですが、貸借権の設定を受ける土地は、2筆、211㎡、地目は田、権利の種類は使用貸借で、新規設定となります。設定期間については、すべて10年となっております。配分先は〇〇〇〇さんです。</p> <p>最後に〇〇〇地区ですが、貸借権の設定を受ける土地は、2筆、1,195㎡、地目は田、権利の種類は使用貸借で、再配分の案件となります。設定期間は、平成31年7月1日から当初の終期である平成51年3月30日までの19年9ヶ月となっております。</p> <p>以上13筆の農用地利用配分計画（案）は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この議案につきましては、配分計画（案）について意見があれば農業委員会の意見を熊谷市へ回答し、配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。</p> <p>なお、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>はじめに、議案番号1については、配分先が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっており、〇〇委員がその代表になっていますので、〇〇委員は一時退席をお願いします。</p>

議長	<p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第7号における議案番号1について、配分計画(案)のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。 ○○委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(○○委員 入室)</p> <p>次に、議案番号2から6については、配分先が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○となっており、○○委員が役員になっていますので、○○委員は一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号2から6について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第7号における議案番号2から6について、配分計画(案)のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。</p>

議長	<p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、議事参与の制限に係る議案以外の審議に入ります。 それでは、議案番号7から13について、質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第7号における議案番号7から13について、配分計画(案) のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しましたが、次に、報告事項に入ります。 報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき 専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑、意見等ありましたら お願いします。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせて いただきます。ご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木村会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の6、その他ですが、事務局より何点か報告とお願いを させていただきます。</p>
事務局	<p>【平成31年度農業委員会会議等計画表を配布する。】 【平成31年度農業関係予算資料を配布する。】 【農地区分判断における運用について報告する。】</p>

事務局次長	<p>【2020年度県農地利用の最適化に関する意見集約について依頼する。】 【令和2年度農林関係税制改正に関する要望について依頼する。】</p> <p>その他につきましては、こちらからは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p>
中川委員	<p>【緑の募金について、中川委員（農委クラブ幹事長）から農業委員、推進委員に諮り、昨年同様とすることとなる。】</p>
事務局次長	<p>それでは最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>（ 閉会のあいさつ ）</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第9回総会全ての日程が終了いたしました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	松岡 八起
次長	遠藤 健司
主幹兼農地係長	関口 玉城
主査	成田 祐輔
主査	新井 良和
主任	贄田 敦嗣
大里行政センター主査	鈴木 迅
江南行政センター主査	上山 奈保美

農業振興課職員

主任	角張 圭太
----	-------

平成31年4月26日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進 _____

署名委員 遠 藤 隆 男 _____

署名委員 小 貝 富 雄 _____